

デジタル統括室発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(令和7年4月分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和7年度行政データ可視化システムサービス利用及び運用保守業務委託	情報処理	株式会社ビーコンラーニングサービス	37,391,750	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
2	令和7年度DXリーダー養成研修業務委託	その他	富士通Japan株式会社 関西公共ビジネス統括部	5,764,000	令和7年4月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
3	令和7年度大阪市DX戦略実行支援業務委託	情報処理 各種施策研究・調査	アクセンチュア株式会社	117,975,000	令和7年4月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
4	令和7年度大阪市業務系ネットワーク二要素認証システム機種更新業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	33,709,500	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
5	令和7年度大阪市業務系ネットワーク二要素認証システム運用保守業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	65,585,080	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
6	令和7年度大阪市情報通信ネットワーク運用保守業務委託	情報処理	株式会社日立製作所関西支社	186,476,598	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用

7	令和7年度大阪市共通クラウド及び情報系共通基盤改修・整備業務委託	情報処理	株式会社日立製作所関西支社	219,343,080	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
8	令和7年度大阪市情報通信ネットワークソフトウェア等改修・整備業務委託	情報処理	株式会社日立製作所関西支社	175,548,615	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
9	令和7年度大阪市基幹系システム統合基盤運用保守業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	335,943,806	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
10	令和7年度大阪市証明書等コンビニ交付システム機種更新業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	205,903,500	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
11	令和7年度大阪市市内情報ネットワークコミュニケーション基盤運用保守業務委託	情報処理	株式会社日立製作所関西支社	320,068,672	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
12	令和7年度大阪市市内情報ネットワークコミュニケーション基盤改修・整備業務委託	情報処理	株式会社日立製作所関西支社	69,980,075	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
13	令和7年度大阪市情報システム標準化共通機能・環境整備検討支援業務委託	情報処理	アビームコンサルティング株式会社	43,666,700	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用

14	令和7年度大阪市情報システム標準化推進プロジェクトマネジメント支援業務委託	情報処理	PwCコンサルティング合同会社	148,500,000	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
15	令和7年度大阪市基幹システム統合基盤機種更新業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	415,276,356	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
16	令和7年度大阪市情報通信ネットワーク基盤改修・整備業務委託	情報処理	株式会社日立製作所関西支社	385,501,303	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
17	令和7年度大阪市ホームページ運用管理システム等運用保守業務委託	情報処理	キシステム株式会社	30,337,560	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
18	令和7年度大阪市行政オンラインシステムサービス利用及び運用保守業務委託	情報処理	株式会社TKC	86,229,000	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
19	令和7年度多言語翻訳機アナリティクスサービスライセンス取得及び使用料支払等業務委託	情報処理	富士ソフト株式会社	2,112,000	令和7年4月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	—
20	令和7年度議事録作成支援サービスライセンス取得及び使用料支払等業務委託	情報処理	株式会社社会議録研究所 大阪営業所	1,237,500	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	2号	—

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和7年度行政データ可視化システムサービス利用及び運用保守業務委託
- 2 契約の相手方
株式会社ビーコンラーニングサービス
- 3 随意契約理由
株式会社ビーコンラーニングサービスは、現行行政データ可視化システムのサービス提供業者であることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
(G4)
- 5 担当部署
デジタル統括室戦略担当データマネジメントグループ（電話番号 06-6208-7735）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度DXリーダー養成研修業務委託

2 契約の相手方

富士通Japan株式会社 関西公共ビジネス統括部

3 随意契約理由

DXリーダー養成研修業務委託は、サービスデザイン思考を基にデジタル技術やデータ活用についての知識を持ち、本市のDX推進の中心となり取組の企画立案・実現に向けた調整を行うリーダーとしてのマインドや能力の習得を目的とし、実践的なサービスデザイン思考の習得や研修受講者同士の関係性構築が必要であるといった本市の実情に合わせた職員研修の実施が必要となることから、高度で専門的な技術力が求められ、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予定価格の範囲内において事業者の技術力や経験、創意工夫等によって最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから公募型プロポーザル方式を採用し、事業者の企画提案を比較のうえ学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取し、契約相手方として最適である最も評価点が高い事業者を予め選定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、富士通Japan株式会社 関西公共ビジネス統括部の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、富士通Japan株式会社 関西公共ビジネス統括部と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

(G5)

5 担当部署

デジタル統括室戦略担当（戦略グループ）（電話番号 06-6208-7677）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和7年度大阪市DX戦略実行支援業務委託

- 2 契約の相手方
アクセンチュア株式会社

- 3 随意契約理由

本業務委託は、本市のDXの推進において、国の動きやデジタル技術の進展、本市の取組状況を踏まえ、全庁的な取組の方向性やDX戦略及び取組計画（アクションプラン）の改定など幅広く検討が必要となり、また、取組支援の対象事業においては、現状分析・課題抽出や全体最適化に向けた幅広く具体的な方向性の検討が必要となることから、高度で専門的な知識や技術的な見地等に基づき、本市の状況を踏まえた適切な支援を得る必要がある。

その内容、性質及び目的から、予定価格の範囲内で最大限の成果を得るためには事業者の提案する技術力、創意工夫等が必要不可欠であり、それらの内容によって、事業の成果に相当程度の差異が生じることから、公募型プロポーザル方式を採用し、事業者の企画提案を比較のうえ学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取して、契約相手方として最適である最も評価点が高い事業者を予め選定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、アクセンチュア株式会社の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、アクセンチュア株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結した。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
(G5)

- 5 担当部署
デジタル統括室戦略担当戦略グループ（電話番号 06-6208-7661）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和7年度大阪市業務系ネットワーク二要素認証システム機種更新業務委託
- 2 契約の相手方
株式会社N T T データ関西
- 3 随意契約理由
株式会社N T T データ関西は、現行業務系ネットワーク二要素認証システムの構築・運用・保守業者であることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
(G4)
- 5 担当部署
デジタル統括室基盤担当標準化推進グループ（電話番号 06-6543-7118）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和7年度大阪市業務系ネットワーク二要素認証システム運用保守業務委託
- 2 契約の相手方
株式会社NTTデータ関西
- 3 随意契約理由
株式会社NTTデータ関西は、現行業務系ネットワーク二要素認証システムの構築・運用・保守業者であることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。
- 4 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2）
- 5 担当部署
デジタル統括室基盤担当基盤グループ（06-6543-7123）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和7年度大阪市情報通信ネットワーク運用保守業務委託
- 2 契約の相手方
株式会社日立製作所関西支社
- 3 随意契約理由
株式会社日立製作所関西支社は、現行情報通信ネットワークの開発・運用保守業者であることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。
- 4 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2）
- 5 担当部署
デジタル統括室基盤担当（基盤グループ）（電話番号 06-6543-7123）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和7年度大阪市共通クラウド及び情報系共通基盤改修・整備業務委託
- 2 契約の相手方
株式会社日立製作所関西支社
- 3 随意契約理由
株式会社日立製作所関西支社は、現行大阪市共通クラウド及び情報系共通基盤の構築・運用保守業務委託事業者であることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。
- 4 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号(W2)
- 5 担当部署
デジタル統括室基盤担当(06-6543-7122)

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和7年度大阪市情報通信ネットワークソフトウェア等改修・整備業務委託
- 2 契約の相手方
株式会社日立製作所関西支社
- 3 随意契約理由
株式会社日立製作所関西支社は、現行情報通信ネットワークの開発・運用保守業者であることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。
- 4 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2）
- 5 担当部署
デジタル統括室基盤担当（基盤グループ）（電話番号 06-6543-7123）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和7年度大阪市基幹系システム統合基盤運用保守業務委託
- 2 契約の相手方
株式会社N T T データ関西
- 3 随意契約理由
株式会社N T T データ関西は、現行基幹系システム統合基盤の運用・保守業者であることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。
- 4 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
(W2)
- 5 担当部署
デジタル統括室基盤担当基盤グループ (06-6543-7114)

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和7年度大阪市証明書等コンビニ交付システム機種更新業務委託
- 2 契約の相手方
株式会社N T Tデータ関西
- 3 随意契約理由
株式会社N T Tデータ関西は、現行のコンビニ交付システムが稼働している住基システムの開発・運用ベンダーであり、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。
- 4 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2）
- 5 担当部署
デジタル統括室基盤担当基盤グループ（電話番号 06-6543-7114）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和7年度大阪市庁内情報ネットワークコミュニケーション基盤運用保守業務委託
- 2 契約の相手方
株式会社日立製作所関西支社
- 3 随意契約理由
株式会社日立製作所関西支社は、現行の庁内情報ネットワークコミュニケーション基盤の開発・運用保守業者であることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。
- 4 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
(W2)
- 5 担当部署
デジタル統括室基盤担当(06-6543-7122)

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和7年度大阪市庁内情報ネットワークコミュニケーション基盤改修・整備業務委託
- 2 契約の相手方
株式会社日立製作所関西支社
- 3 随意契約理由
株式会社日立製作所関西支社は、現行大阪市庁内情報ネットワークコミュニケーション基盤の開発・運用保守業者であることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。
- 4 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号(W2)
- 5 担当部署
デジタル統括室基盤担当基盤グループ(06-6543-7122)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市情報システム標準化共通機能・環境整備検討支援業務委託

2 契約の相手方

アビームコンサルティング株式会社

3 随意契約理由

アビームコンサルティング株式会社は、令和2年3月に策定した大阪市情報通信ネットワーク再整備計画（以下「再整備計画」という。）による本市情報システムネットワーク基盤共通機能等の全体最適化の検討業務支援や令和2年度から令和6年度にかけて、大阪市情報システム標準化（以下「標準化」という。）を踏まえた住民情報系ネットワーク基盤の要件や移行計画の検討、標準準拠システムが共用する機能・環境、標準準拠システムと他の本市情報システムとの円滑なシステム間連携環境を整備するための検討業務支援を実施している。

令和7年度は当該検討業務支援を継続して実施するものであり、再整備計画による全体最適化の検討業務及び標準化の全体移行計画の検討業務において密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、共通機能・環境の検討・整備が著しく遅延し、再整備計画による全体最適化及び標準化への移行業務及び市民サービスに著しい支障が生じるおそれがあるため。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2）

5 担当部署

デジタル統括室基盤担当標準化推進グループ（電話番号 06-6543-7118）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和7年度大阪市情報システム標準化推進プロジェクトマネジメント支援業務委託
- 2 契約の相手方
PwCコンサルティング合同会社
- 3 随意契約理由
PwCコンサルティング合同会社は、令和4年度からプロジェクトマネジメント支援業務委託契約を履行しており、令和4～6年度は全体プロジェクト管理業務支援を実施するとともに、大阪市情報システム標準化に係る全体移行計画、合同テスト計画書及び合同移行計画書の策定・改定支援を実施している。令和7年度も全体移行方針及び全体移行計画書に基づき、全体プロジェクト管理業務支援を実施するものであり、当該全体プロジェクト管理業務において密接不可分の関係にあることから、当該事業者以外に履行させた場合、既契約の役務の便益が享受できず、全体移行方針及び全体移行計画に基づく継続した課題・リスクの管理及び対応検討並びに各システム移行PTの進捗管理及び全体調整など全体プロジェクト管理業務に著しい支障をきたすため、同社と継続して特名随意契約を行うものである。
- 4 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2）
- 5 担当部署
デジタル統括室基盤担当標準化推進グループ（電話番号 06-6543-7118）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和7年度大阪市基幹系システム統合基盤機種更新業務委託
- 2 契約の相手方
株式会社N T T データ関西
- 3 随意契約理由
株式会社N T T データ関西は、現行基幹系システム統合基盤の構築・運用・保守業者であり現行システムを機種更新するため、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。
- 4 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2）
- 5 担当部署
デジタル統括室基盤担当標準化推進グループ（電話番号 06-6543-7126）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和7年度大阪市情報通信ネットワーク基盤改修・整備業務委託
- 2 契約の相手方
株式会社日立製作所 関西支社
- 3 随意契約理由
株式会社日立製作所関西支社は、現行情報通信ネットワーク基盤の開発・保守業者であることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。
- 4 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2）
- 5 担当部署
デジタル統括室基盤担当基盤グループ（06-6543-7123）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和7年度大阪市ホームページ運用管理システム等運用保守業務委託
- 2 契約の相手方
キシステム株式会社
- 3 随意契約理由
キシステム株式会社は、現行ホームページ運用管理システムの開発・運用保守業者であることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
(G4)
- 5 担当部署
デジタル統括室DX推進担当DX推進グループ（電話番号 06-6208-7551）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和7年度大阪市行政オンラインシステムサービス利用及び運用保守業務委託
- 2 契約の相手方
株式会社TKC
- 3 随意契約理由
株式会社TKCは現行システムの開発・保守業者であるため、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。
- 4 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2）
- 5 担当部署
デジタル統括室DX推進担当デジタルサービスグループ（電話番号06-6208-7646）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度多言語翻訳機アナリティクスサービスライセンス取得及び使用料支払等業務委託

2 契約の相手方

富士ソフト株式会社

3 随意契約理由

本サービスは、別途買入を行う翻訳機「ポケットークビジネスモデル」の端末管理ツールであり、ポケットーク株式会社と富士ソフト株式会社の2社において販売されている。その販売ルートは端末の購入先に応じて限定され、ポケットーク株式会社および一般の販売代理店から端末購入を行った場合は、ポケットーク株式会社と、富士ソフト株式会社から端末購入を行った場合は、富士ソフト株式会社と契約することとされている。

今回は、端末買入契約の落札者が富士ソフト株式会社となったことから、販売ルートが同社に限定されているため、同社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

(G30)

5 担当部署

デジタル統括室DX推進担当デジタルサービスグループ（電話番号06-6208-8860）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度議事録作成支援サービスライセンス取得及び使用料支払等業務委託

2 契約の相手方

株式会社会議録研究所 大阪営業所

3 随意契約理由

本業務は、大阪府と府内市町村で足並みを揃えてシステム等を調達することで、行政DXの推進を通じた業務効率化と財政負担軽減の両立を図る観点から、大阪府と府内43市町村で構成する大阪市町村スマートシティ推進連絡会議（通称：GovTech大阪／事務局：大阪府スマートシティ戦略部）が、複数自治体を取りまとめて共同調達を実施したものであり、事業者選定は大阪府の手法に準拠して実施しており、手続きの透明性・公平性が担保されているとともに、価格についてもスケールメリットが働いており妥当性が確保されているため、本市が単独で調達を行う場合よりも経済合理性がある。

また、共同で導入したシステム等を頻繁に更新するとかえって業務効率の悪化を招く恐れがあることから、共同調達は原則5年に一度としており、本市においても一構成員としてGovTech大阪事務局へ事業者選定を委任することで、本枠組に参加する。

以上により、他の事業者と契約することはできないため、株式会社会議録研究所と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
(2号)

5 担当部署

デジタル統括室DX推進担当DX推進グループ（電話番号 06-6208-7676）